

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成三十年八月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
上田 智之	磯城郡田原本町大字大木二八一番地	磯城郡田原本町大字大木一八四番一	
株式会社鎌田ファーム	磯城郡田原本町大字東井上八一番地一	桜井市大字東新堂六〇七番ほか一筆	

二 認可年月日

平成三十年八月三日